

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第33号
事故等種類	衝突（灯標）
発生日時	平成25年2月16日 03時15分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港の名古屋港東航路第12号灯標 愛知県名古屋市所在の名古屋金城信号所から真方位191°2,330m付近 （概位 北緯35°00.9′ 東経136°50.5′）
事故等調査の経過	平成25年3月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第二十八共進丸、421トン
船舶番号、船舶所有者等	140348、共進海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 船橋右舷側の船楼外板に小凹損 灯標 マーキング3本及び防護柵に損傷
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、名古屋港東航路を約9.5ノットの対地速力で北進して高潮防波堤を通過後、船長が1人で操船してNS（位置通報）ラインを通過し、名古屋ハーバーレーダーに投錨の予定を通報した。 船長は、前方から無灯火の大型ばら積船が航路の中央付近を航行して来るので、針路を038°（真方位、以下同じ。）に転じ、ハーバーレーダーに無灯火船が航行していることを知らせるためにVHFで4回ほど呼び出したが応答がなく、同船と安全に通過した頃、名古屋港東航路第12号灯標（以下「本件灯標」という。）が右舷中央部のすぐ近くに見え、平成25年2月16日03時15分ごろ本船の船橋右舷側の船楼外板が本件灯標に衝突した。 船長は、本件灯標の灯火が正常に点灯していることを確認後、名古屋海上保安部に通報した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	本船の喫水は、船首約3.1m、船尾約4.5mであった。 本船は、名古屋港西2区のP-4岸壁付近に投錨の予定であった。 船長は、無灯火船を避けるために針路を038°に転じた際、本件灯標を右舷方に認めていたが、ハーバーレーダーへの通報に時間を取られたこと、及び無灯火船に気を取られ過ぎたことが重なって本件灯

	標を一瞬見失った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、名古屋港東航路を北東進中、船長が、無灯火船への対応などに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、本件灯標に接近して衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、名古屋港東航路を北東進中、船長が見張りを適切に行っていなかったため、本件灯標に接近して衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、状況に応じて当直者を増やすなどし、常時、見張りを適切に行うこと。